

再生医療の普及啓発・交流に関する企画及び情報発信コンテンツ制作業務 仕様書

1. 業務名称

再生医療の普及啓発・交流に関する企画及び情報発信コンテンツ制作業務

2. 業務目的

募集要領に記載の「業務の趣旨・目的」の達成に向け、「未来医療国際拠点」（以下、「拠点」という。）に視察・見学に訪れる方を対象とした拠点内部を案内する業務（以下、「拠点ツアー」という。）に必要な情報発信や体験・交流コンテンツの企画・制作を行う。

3. 契約期間

契約締結日 から 令和6年2月23日（金）まで

4. 業務内容

- ・本業務の内容は、次の（1）から（4）とする。なお、業務内容については、事業遂行に必要な基本的事項を示したものであり、本企画提案募集により決定した受託者と発注者が協議、調整した上で確定する。
- ・提案にあたっては、以下の点に留意すること。

（留意点）

- ・拠点ツアーについては、拠点来訪者に対して、下記3点を案内することを想定していることから、その点を踏まえた企画提案を行うこと。

- ① 2階情報発信・交流スペースでの再生医療及び本拠点の概要説明（ブリーフィング）
- ② 拠点内施設の見学
- ③ 2階情報発信・交流スペースでのコンテンツ体験

※2階情報発信・交流スペースの位置図、イメージは【参考資料】（参考1）を参照。

- ・企画提案にあたっては、未来医療国際拠点のホームページや未来医療国際拠点基本計画等を参考のうえ、拠点のコンセプトやビジョンに沿った適切な内容を提案すること。

（未来医療国際拠点ホームページ：<https://miraikiko.jp/>）

（未来医療国際拠点基本計画：https://miraikiko.jp/uploads/2020/03/file_about04.pdf）

- ・拠点ツアー・コンテンツの企画にあたっては、発注者及び本拠点の関係者（入居予定事業者、医療機関等）と連携し、意見や考えを取り入れながら実施すること。
- ・再生医療に関する内容については、誤った情報等を発信しないよう、企画段階で専門家が内容を確認する工程を必ず設けること。（発注者が専門家を紹介することも可能）
- ・各コンテンツは、本業務終了後も、医療技術や拠点の取組みの進展に伴うコンテンツ内容の追加、更新もしくは差し替えがしやすいものを提案すること。

(1) 拠点ツアーのシナリオの作成

①内容

- ・拠点ツアーの全体シナリオを作成するとともに、(2)～(4)の各コンテンツ等が連動し、効果的な拠点ツアーとなるよう、総合的な企画調整を行うこと。

【提案を求める事項】

- ①拠点ツアーの全体シナリオの作成及び、各コンテンツの総合的な企画調整について、どのように進めていくか提案すること

(2) ブリーフィング用映像制作

①内容

- ・再生医療（未来医療）の基礎知識や大阪・関西におけるポテンシャルに加え、未来医療国際拠点のめざす姿や取組み、入居企業が有する再生医療の産業化に係る機能の紹介等について説明する映像を制作すること。
- ・映像制作にあたっては、下記の「主なターゲット」及び「想定テーマ（内容）」を参照すること。なお、「想定テーマ（内容）」については、業務開始後に事業者と協議のうえ追加する可能性がある。
- ・映像は、ターゲットや拠点ツアー参加者の意向に合わせて、複数のテーマ映像を組み合わせて放映・説明することを想定しているため、テーマによっては、必要に応じてターゲットごとに異なる内容の映像（2～3パターン）を制作するとともに、各テーマの映像を任意に組み合わせ、連続して放映できるようにすること。また、複数のテーマ映像を連続して放映した際に統一感のあるものとなるよう工夫すること。
- ・時間の目安は、各テーマ1～5分程度とするが、コンテンツの中身に応じて、編集時間を提案すること。時間が長くなる場合は、見ていて飽きさせない工夫を提案すること。なお、拠点のプロモーション映像については、15秒と30秒の2パターン制作すること。
- ・広く一般の方が興味・関心を持ちやすいよう、映像そのものの面白さ・カッコよさ等を工夫すること。また、BGMや効果音なども効果的に利用し、リズムよく心地よく見られるものとすること。なお、音声がなくても視覚で概ね内容が伝わるように工夫すること。
- ・映像には必ず字幕を表示すること。
- ・原本として、日本語で編集した日本語版を作成し、別途、英語翻訳版（吹替え及び字幕）を作成すること。

主なターゲット

| | |
|---------------|--|
| ① 一般市民 | 周辺住民、患者・ご家族、周辺施設に訪れた人、万博の来訪者 など ※こども（小中学生）含む |
| ② 行政・メディア | 行政（官公庁）、議員、メディア など |
| ③ 企業 ※④を除く | 再生医療や拠点に関心を持つ事業者、入居を検討する事業者 など ※ライフサイエンス・バイオ系のベンチャー企業・スタートアップ含む |
| ④ 再生医療に関わる者 | アカデミア（大学・研究所）、民間研究機関、医療機関、 医療従事者 など |

想定テーマ（内容）

- ・拠点のプロモーション
- ・再生医療（未来医療）とは
- ・大阪・関西の再生医療のポテンシャル
- ・再生医療の現状と未来
- ・拠点のめざす姿
- ・再生医療の産業化に向けた機構の取組み
- ・拠点施設の説明
- ・主な拠点機能（入居企業が有する再生医療の産業化に係る機能）の紹介など

②留意点

- ・受注者及び他者が保有する映像素材を活用しても良い。ただし、他者が保有するものを使用する場合は、「7.（4）著作権及び使用料等について」の項目に従うこと。
- ・映像制作にあたっては、映像内容の性質等に応じて、超高精細撮影機材・遠隔操縦（ドローン）等の使用、クリエイター、出演者の起用、音響特殊効果、CGの活用など、創意工夫を凝らしたものとすること。
- ・映像に映る人、商標、肖像権など、権利関係を有するものについては、争いの余地がないよう、画像処理を行うなど、適切な対応を行うこと。
- ・4K映像などTVやPC、大型ビジョン等のデバイス上で再生した場合に鮮明に閲覧できる画質の映像とすること。
- ・国内外におけるイベント等でも使用することを想定し、表示ディスプレイに応じた編集やエンコードを行うことができる状態にしておくこと。
- ・新規撮影を原則とするが、実施時期や実施期間により撮影困難なシーンを活用する必要がある場合は、発注者と協議のうえ、既存の映像データ等を取得することを認めることとする。なお、必要となる著作権等の経費は、全て当初の契約金額に含むこと。

【提案を求める事項】

- ① ブリーフィング全体を通した映像のテーマ（基本コンセプト）や、全体構成イメージを提案すること。
- ② 「想定テーマ（内容）」ごとに、以下の内容を記載した「業務計画書」を提出すること
 - ・映像の長さ（尺）
 - ・映像のストーリー構成やシナリオ（絵コンテなどで分かりやすく表現すること。）
 - ・映像のアピールポイント（具体的に記載すること。）
- ③ 過去の実績（制作物の概要等）を提示すること。

（3）再生医療の体験・交流コンテンツ制作

①内容

- ・上記（2）「主なターゲット」のうち、一般市民（子ども含む）をメインターゲットに、再生医療に関する認知度の向上や理解の促進につながるよう、実際の体験を通して楽しみながら学べる体験型コンテンツ、交流型コンテンツ及びそれらのコンテンツを活用した体験シナリオ（以下、「体験コンテンツ等」という。）の企画・制作を行うこと。
- ・体験コンテンツ等の企画にあたっては、デジタル機器を活用した体験コンテンツ（AR、VR等）のほか、触れる展示、例えばボードゲームといった交流しながら学べるコンテンツ等、幅広く企画提案すること。
- ・ターゲットや体験のねらいに応じて、複数の体験コンテンツ等を企画・制作すること。

- ・なお、制作したコンテンツは、拠点ツアー参加者の希望や必要性に応じて、2階情報発信・交流スペースでの活用を想定している。（常設の大型装置等による体験コンテンツではなく、必要な場合にのみ、適宜、活用できる形態を想定。）

②留意点

- ・体験コンテンツ等制作にあたっては、「7.（4）著作権及び使用料等について」の項目に従うこと。
- ・テーマ（体験の狙い）は、事業者採択後に発注者と協議のうえ、拠点ツアーの全体構成等も踏まえながら具体的な体験コンテンツ等を企画・制作いただくため、提案時点では提案者の想定テーマで考案すること。
- ・体験に必要な物品等は、仕様・内容等を発注者と協議の上決定し、手配・納品すること。なお、物品等購入費は委託事業費に含む。

【提案を求める事項】

- ① 各コンテンツのターゲット層、一度の体験人数、テーマ（体験の狙い）の仮案を提示し、体験コンテンツ等の具体的な内容を提案すること。
- ② 過去の実績（制作物の概要等）を提示すること。

（4）施設見学の補助ツール、その他ツアーに必要なコンテンツ制作

①内容

- ・上記（2）（3）のほか、施設見学の際の補助ツールや工事施工中などの理由により、施設見学ができない場合の代替展示など、拠点ツアーをより効果的なものとするために必要なコンテンツについて企画提案すること。
- ・パンフレット等の作成、デジタル機器を活用した見学補助等、幅広く企画提案すること。（2）ブリーフィング用映像制作とは別の映像を制作することも妨げない。

②留意点

- ・施設見学先候補や見学可能な内容については、事業者採択後に発注者から提示予定。提案時点では機構ホームページや基本計画を参考いただき、提案者のノウハウを活かした企画提案とすること。
- ・各見学対象施設に、映像を放映するモニターやプロジェクターを設置することは想定していないため、その点に留意した企画提案とすること。
- ・施設見学の補助ツール等の活用に必要な物品等は、仕様・内容等を発注者と協議の上決定し、手配・納品すること。なお、物品等購入費は委託事業費に含む。

【提案を求める事項】

- ① 各コンテンツのターゲット層、使用シーン、コンテンツの狙い等を提示し、施設見学の補助ツール等の具体的な内容を提案すること。
- ② 過去の実績（制作物の概要等）を提示すること。

5. 業務スケジュール及び実施体制等

- ・ 4の業務について、契約締結時期（8月下旬～9月上旬を想定）から令和6年2月23日（金）までの想定スケジュールを示すこと。
- ・ 4の業務を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。
- ・ 受注者は、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

【提案を求める事項】

- ① 業務の実施スケジュールを提案すること。
- ② 業務実施体制を提案すること。
- ③ 本業務を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似のコンテンツ制作実績、事業実績・経験、事業遂行能力等を有するスタッフの有無など）を記載すること。
- ④ 本業務に係る全体経費及び（1）～（4）の各業務の内訳（見積り額）を示すこと。

6. 成果物の提出

成果物の納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は発注者の指定する場所とする。なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって当機構に帰属するものとする。

7. 業務実施にあたっての留意事項

(1) 業務計画

- ・ 受注者は、契約締結後、本業務の実施における具体的な業務工程表を速やかに提出し、業務を計画的に進めること。また、計画に変更が生じる場合は、適宜、更新状況を提出すること。

(2) 本業務に係る発注者との協議・調整等

- ・ 本業務の実施にあたっては、業務着手時、成果品の取りまとめ時及びその他必要に応じて、発注者との打合せ及び協議・調整を十分に行うこと。
- ・ 本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、発注者と緊密に連絡をとりながら業務を遂行すること。
- ・ また、業務実施期間中において、受注者が新たに企画提案し、その内容が業務目的の達成に資すると判断される場合には、発注者と調整を経たうえで、追加することができるものとする。
- ・ 本業務の進捗状況について、月2回程度、発注者との打ち合わせの場を設定し報告すること。なお、発注者が報告を求めた場合に、隨時対応すること。

(3) 再委託について

- ・ 業務の主要な部分を、他の法人等に再委託することは認められない。ただし、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待されるときは、再委託を認めることがある。この場合、発注者と協議し、事前承認を得ること。

(4) 著作権及び使用料等について

- ・ 本業務における企画、映像等一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含むものとする。
- ・ 本業務における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、発注者に帰属するものとする。また、本業務終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとともに、著作人格

権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

- ・本業務による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用的対価を一切請求することができない。
- ・成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第3者の自由な使用を認める。
- ・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(5) 施設の利用料等について

- ・施設等での撮影にあたっては施設等管理者との協議の上、利用料等が発生する場合は、委託金額内に含むものとする。

(6) 学識者等への謝金の支払い等について

- ・本業務の実施にあたり、助言を求めた学識者への謝金の支払い等が発生する場合は、委託金額に含むものとする。

(7) 秘密の保持

- ・受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定することとする。
- ・本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。

(8) 個人情報の取り扱いについて

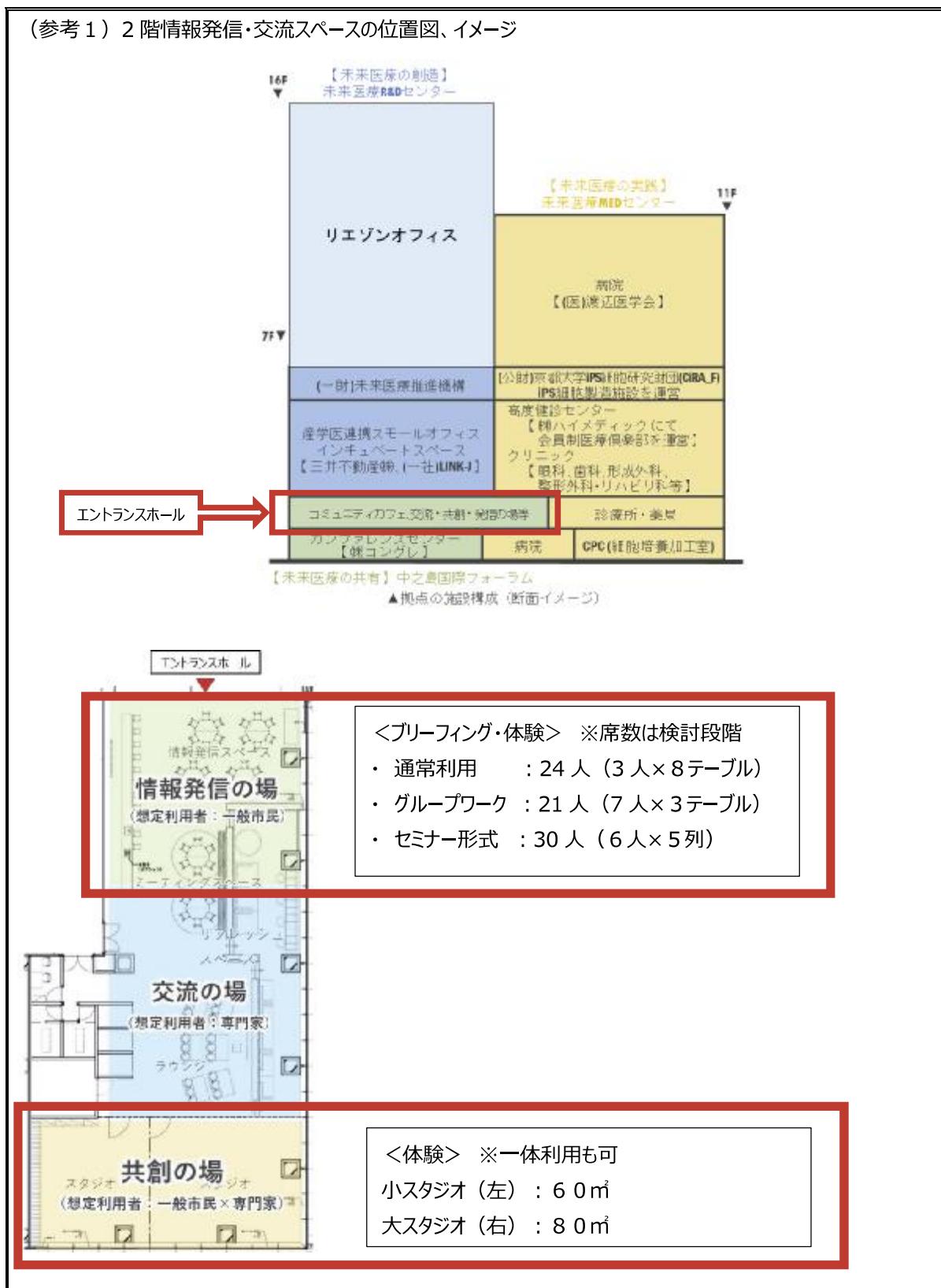
- ・本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。
- ・本業務で制作する映像は公表を前提とするため、個人情報の保護その他法令順守に十分配慮して制作すること。
- ・委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- ・受託者は業務実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- ・事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受託者に帰属するものとし、発注者の指示に従い提供を行うこと。

(9) その他留意事項について

- ・当機構は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費も含む）まで認めるものではないため、契約締結及び事業実施にあたっては、受託者は必ず発注者と協議を行いながら進めること。
- ・受託者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ・本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議を行い、指示に従うこと。
- ・受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。
- ・企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

【参考資料】

(参考1) 2階情報発信・交流スペースの位置図、イメージ



(参考2) 抱点ツアーのイメージ

万博などと連携し、再生医療に関わる方、新規参入を検討する事業者のほか、一般市民も含め、多様な方々が再生医療に触れ、感じることができる抱点ツアーを実施する。

実施予定のコンテンツ例

抱点ツアー

<ツアーの流れ> ※塗りつぶし箇所は2階情報発信・交流スペースでの実施する内容



体験含む



【コンテンツ概要】

- ✓ 2階情報発信・交流スペースでの未来医療開拓拠点および当施設の概要説明
- ✓ 施設に入居テナント企業を巡り、再生医療の沿革、製造/品質評価等の一連の流れを“体験”する見学ツアーの実施
- ✓ 再生医療産業のエコシステムの内容や当機構の役割等の紹介
- ✓ 再生医療に関わる方のみならず、万博の来場者、特有の方々も対象として、再生医療の社会認知に向けたプログラムの検討
- ✓ ツアー参加者と入居企業等による交流会の実施

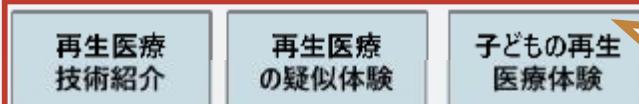
(参考3) 体験、技術紹介のイメージ

アカデミア・医療機関・企業だけでなく、医療と関わりの少ない一般市民も含め、多様な主体に提供できる、再生医療の発信・体験・交流コンテンツを提供する。

実施予定のコンテンツ例

再生医療体験、技術紹介

<情報発信コンテンツの例> ※塗りつぶし箇所は2階情報発信・交流スペースでの実施する内容



(参考2)「抱点ツアーのイメージ」の
交流会・体験パートで活用



【コンテンツ概要】

- ✓ 再生医療の社会化・普及促進に向け、米国・豪州・韓国・中国などの海外都市で訪れた一般市民の方々への再生医療に関するコンテンツ提供
- ✓ 再生医療・先進技術の紹介
- ✓ 再生医療・先進技術の疑似体験
- ✓ 再生医療に関する技術を体験・紹介する展示会・イベント
- ✓ 入居企業を始めとする再生医療各種の紹介会を行っており、
- ✓ 異業種交流会（アカデミア・医療機関・企業・一般市民等）

<入居予定テナント（2023.4時点）>

- ・アズワン(株)、(財)京都大学IPS細胞研究財團、リラク(株)、施設内学会、
(一社)LINK-J、ロート製薬(株)、(株)日立ソリューションズなど